

福島県弁護士会 令和5年（人権）第7号 人権救済申立事件

令和6年11月27日

福島刑務支所

所 長 岡田 雄一 殿

福島県弁護士会

会 長 鈴 木 靖 裕

福島県弁護士会人権擁護委員会

委員長 穂 積 学

要望書

当会は、申立人●●●●氏からの人権救済申立事件について、当会人権擁護委員会の調査の結果、貴所に対し、下記のとおり要望する。

記

要望の趣旨

被収容者に対し食事を支給する際には、異物混入防止のために衛生管理体制に万全を期することを要望する。

要望の理由

第1 申立ての趣旨

貴所が申立人に対し、虫、砂、石が入っている食事を支給することがあり、衛生管理に十分に配慮せずに食事を支給することは申立人の人権を侵害するものであるので、救済を求める。

第2 調査の経過

令和4年	12月	9日	日本弁護士連合会において受付
令和5年	3月	6日	同連合会からの当会宛移送求意見書受付
	4月	11日	当会において移送受諾
	4月	28日	当会において担当委員決定
	5月	30日	予備審査開始決定
	6月	29日	貴所に対して照会書を送付
	8月	16日	貴所から回答書を受領
令和6年	5月	2日	貴所に対して照会書を送付
	6月	17日	貴所から回答書を受領
	7月	30日	福島市保健所に対して照会書を送付
	8月	22日	福島市保健所から回答書を受領

第3 当会からの調査依頼に対する貴所等の回答

- 1 本申立ての趣旨に関し、申立人に対し食事を支給した際、申立人と同室の受刑者が申立人の主食に虫が入っていたと申し出た事実はある。
- 2 本申立てに至るまでの経緯等
 - (1) 令和4年12月5日午前7時27分頃、申立人を収容していた共同室内において、食事を支給した際、同室者が申立人の主食の米麦が入った飯器を持ち、

「（申立人の）飯器に虫が入っていました。」などと職員に申し出た。

(2) 同日午前中、申立人が就業していた工場において、申立人が職員に対し「こういうのはどこに訴えれば改善してくれるんですか。」などと申し出た。

(3) 同月15日午後1時38分頃、申立人が行った刑事施設の長に対する苦情申出に係る事情聴取を行った際、申立人が「令和4年12月5日月曜日の朝食のご飯に、幼虫が入っていた。交換してもらったが、こういうことがないよう、改善してほしい。」と申し出た。

3 貴所は、上記1記載の事実確認に係る調査を行った。

4 貴所は、上記1記載の事実に係る衛生管理体制について調査を行った。

5 調査の内容

(1) 貴所は、上記3記載の調査を次のとおり実施した。

ア 上記2（1）記載のとおり、同申出に対し職員が申立人の主食に米麦が入った飯器を確認し、同飯器内の4分の3程度喫食してある主食に長さ約2センチメートルの幼虫の混入を認めた。

イ 同職員は、同飯器を引き上げ、申立人に対し新たな主食を支給したものの、申立人は泣きながら「もういらぬ。」などと述べ、手を付けずに、同主食を残飯として出した。

ウ 申立人は直接当該幼虫を口にしておらず、申立人の健康被害は確認されていない。

(2) 貴所は、上記4記載の調査を次のとおり実施した。

ア 被収容者に支給する食事は、福島刑務所（以下「本所」という。）内の炊場工場において、給食衛生実施担当者が給食衛生管理に係る定められた指導を行った上で、調理作業員（炊事係）が行っている。

イ 同調理に係る原材料、中間製品及び製品の購入については、本所が行っている。

ウ 同炊場工場で調理された食事については、民間委託業者から貴所に配送され

ている。

エ 同炊場工場においては、主食の保温及び異物等混入防止のために主食の米麦を飯器に盛り付けを行う際、盛り付け後の個々の飯器に専用のふたを被せており、食事開始直前に同主食を支給された被収容者自身が同ふたを取り外すこととしている。

オ 本件混入に至る原因について調査した結果、本件幼虫は米から発生する幼虫の一種であることから、納入業者から米が納品された時点ですでに混入していたものであり、その後の精米、洗米及び炊き上げを経て同炊場工場において主食の米麦を飯器に盛り付けたものであると特定した。

6 貴所が講じた具体的な措置

- (1) 米の入荷時の玄米袋及び玄米使用前の外観確認を強化した。
- (2) 玄米を精米する際に使用する精米機内部の分解清掃回数を増加した。
- (3) 米麦の炊きあがり及び主食盛り付け時の外観確認において、異物混入を防止のための目視検査を徹底した。

7 被収容者に食事を支給する際の異物混入防止のための確認

- (1) 本所炊場工場において、主食の米麦の炊きあがり後、ライスボイラー内の目視確認をしており、さらに主食の盛り付け後に飯器内を目視確認し、飯器に確実にふたをすることで、支給される前段階における異物混入を防止している。
- (2) 配食時には、飯器のふたが閉まっていることを確認し、同飯器のふたを一切開けることなく支給している。

8 被収容者に食事を支給する際の異物混入防止のための衛生管理体制

調理を行う本所及び配食を行う貴所において、次の点に配慮して異物混入を防止している。

- (1) 食品の購入に当たっては、保健所等の協力を得るなどして食品の納入業者についての情報収集に努め、信用性があり、品質管理の確かな業者を選定した上、衛生的な食品を選定している。

- (2) 納入に当たっては、数量のみにとどまらず、その品質や鮮度、容器や包装の衛生等にも十分確認するとともに、確実に検収を実施し、異物混入等の事故発生の防止を行っている。
- (3) パン、麺、牛乳等を業者から受領する際は、製品の状態、箱やふた等の容器が清潔かどうか、配送から受領の間において、ねずみ等によって汚染されていないかどうか確実に確認している。
- (4) 調理及び配食時においては、身体（頭髪、手指、爪等）、衣類等については、常に清潔を保ち、必ず白衣、帽子、マスク等を着用している。
- (5) 施設及び機器の保清については、同炊場工場内の床面は常に清潔状態を保ち、調理場、食品保管倉庫及びその他の併設する施設は、衛生的な見地から区画間における人荷の往来を避け、保清に努めている。

特に、本件混入を受け、玄米入荷時、精米時、計量炊き上がり時、ライスボイラーからの主食の盛り付け時における目視による確認の徹底を行っている。

- (6) 調理機器の保守については、定期的に点検を行うなど、維持管理を適切に行い、調理機器のうち、分解できるものは部品ごとに清掃を行い、所定の場所に保管し清掃、整備を行っている。

特に本件混入を受け、月に1回以上の頻度で、精米器を分解して糠を取り除き、虫がつかないように綿密な清掃を実施している。

9 その他の事情

- (1) 貴所においては、令和4年4月から令和6年4月までの間に計36件の被収容者の食事に異物が混入していた事例が確認されている。

貴所は、食事に異物の混入が認められた場合には、集団給食に係る衛生管理の徹底を図ることを目的として、各混入に対応した必要な調査を行っており、上記2記載の事実に係る衛生管理体制についても調査を行っている。

そして、異物の各混入に応じた調査を行って混入物を特定した上で、調査の結果に基づき必要な対策を行うなどし、混入原因が不明の場合についても、日

頃から行っている注意喚起としての調理作業員に対する給食衛生管理に係る指導を行い、施設及び機器の保有等に留意して対応している。

また、混入の原因が納入業者に推定される場合には、別途同業者に対して必要な確認等を行っている。

- (2) 福島市保健所は、本所及び貴所に対して、食品衛生法28条の規定（同法第68条第3項の規定により準用）に基づき定期的な立入検査を実施している。

本所及び貴所は、提供食数が非常に多く、食事に起因する衛生危害が発生した際に、被害が非常に大きくなる可能性があることから、他施設よりも検査頻度を高くして立入検査を実施している。直近では、令和5年10月と令和2年2月に監視を実施している（通常施設は6年に1回程度の監視頻度であるが、福島市保健所は、毎年立入検査を実施することを目標としている。ただし、業務都合により、毎年実施することが難しい場合もある。）。

第4 当会の判断

1 申立ての趣旨に対する判断

- (1) 本申立は、貴所が申立人に対し、虫、砂、石などが入っている食事を支給することがあり、衛生管理に十分に配慮せずに食事を支給することは申立人の人権を侵害するものであるので、救済を求めるというものである。

- (2) 本申立に関し、貴所の回答によると、以下の事実が認められる。

ア 令和4年12月5日午前7時27分頃、申立人を収容していた共同室内において、食事を支給した際、同室者が申立人の主食の米麦が入った飯器を持ち、「(申立人の) 飯器に虫が入っていました。」などと職員に申し出た。

イ 同日午前中、申立人が就業していた工場において、申立人が職員に対し「こういうのはどこに訴えれば改善してくれるんですか。」などと申し出た。

ウ 同月15日午後1時38分頃、申立人が行った刑事施設の長に対する苦情申

出に係る事情聴取を行った際、申立人が「令和4年12月5日月曜日の朝食のご飯に、幼虫が入っていた。交換してもらったが、こういうことがないよう、改善してほしい。」と申し出た。

エ 本所及び貴所は、本件の発生を受け、事実確認に係る調査を行い、被収容者に対する食事の支給に関し、異物混入防止のための具体的な措置や衛生管理体制の見直しを行った。

(3) この点、刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律（以下「法」という）40条1項は、被収容者に対しては「日常生活に必要なもの」として「食事及び湯茶」が支給されるものと定めており、法43条で「支給する物品は、被収容者の健康を保持するに足り、かつ、国民生活の実情等を勘案し、被収容者としての地位に照らして、適正と認められるものでなければならない。」として、被収容者に支給される食事等の物品につき、一定以上の水準を要求している。

さらに、法56条では「刑事施設においては、被収容者の心身の状況を把握することに努め、被収容者の健康及び刑事施設内の衛生を保持するため、社会一般の保健衛生及び医療の水準に照らし適切な保健衛生上及び医療上の措置を講ずるものとする。」とされており、上記の規定と併せて考えると、刑事施設が被収容者に対して食事を支給する際に衛生管理を徹底し、必要な措置を講じることは法に基づき当然に要請されているものと解される。

そして、これらの条文が定められている趣旨は、生存権（憲法25条）ないし幸福追求権（憲法13条後段）から導かれる、一般の保健衛生及び医療の水準が確保された環境下で最低限度の生活を送る権利を刑事施設の被収容者に対しても保障することにほかならない。

加えて、国連被拘禁者処遇最低基準規則（マンデラ・ルール）の規則22-1に「各被拘禁者には、当局から、通常の食事時間に、健康・体力を保ちうる栄養価を持ち、衛生的な品質で、かつ、上手に調理、配膳された食事が与えられ

なければならない。」と定められていることに照らすと、被収容者の食事を支給する場面にあたっては、法43条及び法56条が要求する「国民生活の実情等を勘案し、被収容者としての地位に照らして、適正と認められるもの」及び「社会一般の保健衛生」の水準について健康被害のおそれの有無だけで判断されるべきものではない。

人は、生存していくのに食事の摂取が不可欠であるから、刑事施設において提供された食事に、虫、石等の通常人が摂取しない異物が混入していた場合、その異物によって生存や健康を損なうおそれが仮に明確でないとしても、一般通常人の感覚に照らせば、異物が混入した食事を提供されることにより不快感等の精神的苦痛を味わい生活の平穩を害されることになる。すなわち、憲法13条の幸福追求権から派生する人格権の一種としての平穩生活権の一環として、被収容者には『通常人が口にしないような異物の混入していない食事を喫する権利』があるといえ、異物の混入した食事を提供することは、人権侵害性があると云わざるを得ない。

したがって、刑事施設が、通常人が口にしないような異物が混入していない食事を支給することは、法40条1項及び法43条の水準を充たさない食事を被収容者に対し支給することにほかならず、憲法13条の幸福追求権から派生する人格権の一種としての平穩生活権の侵害に当たる。

本件では、申立人の主食に米麦が入った飯器を確認し、同飯器内の4分の3程度喫食してある主食に長さ約2センチメートルの幼虫の混入を認めたものであるところ、その原因は、主に玄米入荷時、精米時、計量炊きあがり時、ライスボイラーからの主食の盛り付け時における目視による確認等が不十分であり、本所及び貴所が食事を支給するまでに幼虫の混入を発見できなかった点にある。米から害虫が発生すること自体を避けることが困難な場合があるとしても、被収容者に食事を支給するまでの間に異物の混入を発見することは、目視による確認等を行うことにより比較的容易に実現可能であるから、本件は貴所の過失

に基づき発生した事案であると言わざるを得ない。そして、これらの食事が、通常人が口にしないような異物が混入したものであって、被収容者の平穏生活権を侵害するものとして「国民生活の実情等を勘案し、被収容者としての地位に照らして、適正」でないことは明らかである。

したがって、本件に関し、貴所の申立人に対する食事の支給は、法40条1項及び法43条に反し、申立人の人権を侵害するものであったといえる。

- (4) 本件において、幸いにも申立人には健康被害は認められなかったこと、本所及び貴所が本件の事案が発生した後に必要な調査を行い、原因を分析した上で、玄米入荷時、精米時、計量炊きあがり時、ライスボイラーからの主食の盛り付け時における目視による確認を徹底するなど、再発防止に向けて必要な措置を講じていること、通常施設よりも高い頻度で福島市保健所による定期的な立入検査が実施されている等の事情に鑑み、本申立につき、今後同様の事件が発生しないように、要望の趣旨記載のとおり貴所に対して要望する次第である

以上